

# 宮城県社会福祉協議会社会福祉事業功労者表彰規程

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉施設、社会福祉協議会等の団体等の役職員で、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉協議会及び社会福祉活動に協力援助した企業並びに団体の功績顕著な者に対し、宮城県社会福祉協議会会長（以下「本会長」という。）がこれを表彰し又は感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

## 第2章 表 彰

(表彰の対象)

第2条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員でその功績顕著な者
- (2) 社会福祉協議会の役職員でその功績顕著な者
- (3) 社会福祉施設の職員でその功績顕著な者
- (4) 民間社会福祉団体（社会福祉協議会を除く）等の役職員でその功績顕著な者
- (5) ボランティアグループ又はボランティア個人でその功績顕著な者
- (6) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会
- (7) 社会福祉活動が特に優秀な民間社会福祉団体（社会福祉協議会を除く）
- (8) 社会福祉活動に特に貢献のあった企業
- (9) その他、特に本会会長が認めたもの

2 前項第1号から第9号に規定する対象のうち、既に次の各号の一に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 社会福祉関係で叙勲及び、藍綬褒章又は、黄綬褒章を受けた者
- (2) 社会福祉功労者として厚生労働大臣表彰又は、同特別表彰を受けた者
- (3) 社会福祉功労者として宮城県知事表彰又は、同褒章を受けた者
- (4) 社会福祉功労者として全国社会福祉協議会会長表彰を受けた者
- (5) 社会福祉功労者として本会会長表彰を受けた者

(民生委員・児童委員功労表彰の資格)

第3条 民生委員・児童委員功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員の現職であること。
- (2) 民生委員・児童委員としての在職期間が12年以上であること。
- (3) 満40歳以上であること。
- (4) 宮城県民生委員児童委員協議会会長から功績顕著の故をもって表彰された者であること。

(社会福祉協議会役職員功労表彰の資格)

第4条 社会福祉協議会役職員功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 社会福祉協議会の役職員の現職であって役職員としての在職期間が、役員は10年以上、職員は15年以上かつ40歳以上であること。
- (2) 現に社会福祉協議会の地域福祉推進員であって社会福祉協議会会長から委嘱状の交付を受けた期間が15年以上であること。

(社会福祉施設職員功労表彰の資格)

第5条 社会福祉施設職員功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 社会福祉施設の職員の現職であること。
- (2) 社会福祉施設の職員としての在職期間が、15年以上かつ40歳以上であること。

(民間社会福祉団体等役職員功労表彰の資格)

第6条 民間社会福祉団体等役職員功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) 民間社会福祉団体等の役職員の現職であること。
- (2) 民間社会福祉団体等の役職員としての在職期間が、役員は10年以上、職員は15年以上かつ40歳以上であること。

(ボランティア功労表彰の資格)

第7条 ボランティア功労表彰に該当する者の資格は、次の各号に定める条件を具備するものとする。

- (1) ボランティア活動が現在も活動中であること。
- (2) ボランティア活動期間が10年以上であること。

(優良社会福祉協議会表彰の資格)

第8条 社会福祉協議会であって、その活動が優秀で他の模範とするに足りると認められるもの(この場合の社会福祉協議会とは、市、町、村の域を単位として設立されているものをいう。)

(優良民間社会福祉団体表彰の資格)

第9条 民間社会福祉団体であって、その活動が優秀で他の模範とするに足りると認められるもの

(優良企業功労表彰の資格)

第10条 功労表彰に該当する企業の資格は、次の各号に定めるいずれかの条件を具備するものとする

- (1) 社会福祉協議会及び社会福祉施設並びに民間社会福祉団体等に対し、寄付行為を行い、その金額が100万円を越える場合。又はその寄付行為が継続して5年以上の場合
- (2) 当該企業の社会福祉関係の社会貢献活動が、他の企業の模範とするに足りると認められるもの

(表彰の時期)

第 11 条 この規程による表彰は、宮城県社会福祉大会においてこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、随時「特別表彰」を行うことができる。

(表彰の方法)

第 12 条 表彰は、本会会長名の表彰状によってこれを行う。

2 表彰にあたっては、記念品を添えて贈呈することができる。

### 第 3 章 感 謝

(感謝の対象)

第 13 条 本会会長が感謝の意を表するものは、社会福祉事業に積極的に協力し、その功績顕著なもので次の各号に定めるものを対象とする。

(1) 第 2 条第 1 号から第 9 号に規定する対象のうち、表彰の条件を具備できないもの

(2) 前号の規定にかかわらず、本会に対し、金 20 万円以上の寄付行為があった、個人、団体、企業

(3) その他福祉関係団体から、感謝状の贈呈依頼があったもので、本会会長が適当と認めたもの

(4) 民生委員・児童委員としての 3 年以上の経験を有し、退任するもの。ただし、過去この規定に基づき感謝状を交付されたものについては、当該規定を適用しない。

(5) その他、本会会長が認めたもの

(感謝の時期)

第 14 条 この規程による感謝は、宮城県社会福祉大会においてこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、本会会長が必要と認めたときは、随時「感謝」を行うことができる。

(感謝の方法)

第 15 条 感謝は、本会会長名の感謝状によってこれを行う。

2 感謝にあたっては、記念品を添えて贈呈することができる。

### 第 4 章 推薦及び審査

(候補者の推薦)

第 16 条 市町村社会福祉協議会会長は、この規程に定める表彰又は、感謝に該当するものを候補者として本会会長に推薦することができる。

2 本会会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。

(審査委員会)

第 17 条 表彰又は、感謝の該当者を審査するため、会長の委嘱する審査委員をもって構成する審査委員会を置く。

2 前項の審査委員会は、市町村社会福祉協議会会長及び本会会長から提出された推薦書により、その

功績の審査を行い会長に答申するものとする。

(施行細則)

第 18 条 本規程の施行に関する細則は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 28 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。